

建築物の脱炭素化に向けた助言等業務委託仕様書

1 業務概要

(1) 趣旨

脱炭素社会の実現に向けて、建築物対策は重要な課題であることから、京都府、市町村及び府内中小事業者等（中小企業、社会福祉法人等）を対象とするZEB化についての相談窓口を設け、設計方針の検討、資金調達等に関する助言を行うことで、建築物の省エネ対策の推進を図る。

(2) 業務名

建築物の脱炭素化に向けた助言等業務

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

2 業務内容

京都府、市町村及び府内中小事業者等に省エネプランニングに係わるコンサルティング等を行うアドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）を派遣し、建築物の新築、増改築、大規模修繕・模様替及び改修等を対象に、当該建築物のZEB化について、基本設計に向けた検討を助言等により支援する。

また、ZEB化を促進するための行政職員向け研修会及び府内民間事業者向けオンラインセミナーを開催する。

3 業務の実施方法

(1) 府有施設に対するZEB化検討支援業務について

- ・アドバイザー派遣の希望があった新築予定施設（1件以上）について、ヒアリング（対面又はオンライン）を実施し、当該建築物のZEB化に向けた必要な助言（※1）等検討支援を行うこと。
- ・助言等は1施設あたり1回以上、検討に必要な回数実施すること。具体的な助言回数や日程等派遣に必要な事項は施設所管課担当者と調整すること。
- ・検討支援にあたって本事業の効果向上に資するため、別途専門家を招聘する必要がある場合は、脱炭素社会推進課及び施設所管課の担当者と協議の上実施すること。

※1 助言内容は下記のうち必要な事項

- ・ZEB化スケジュール
- ・ZEB化費用やZEB化による省エネ量、CO₂削減量、経済的メリット
- ・建築研究所計算支援プログラム（WEBプログラム）の特徴を踏まえた設計方針
- ・国庫補助金等支援制度の活用
- ・ZEBプランナーの探し方
- ・その他施設所管課担当者がZEB化検討のために必要な事項

(2) 市町村及び府内中小事業者等への支援業務について

- ① アドバイザーの派遣希望者の募集等

- ・アドバイザー派遣の希望者の募集（受付及び事前相談対応含む。）を実施すること。
 - ・チラシ作成の上（A4カラー：印刷不要）、募集活動を実施すること。
- ② アドバイザー派遣による新築ZEB化・改修ZEB化の検討支援
- ・アドバイザー派遣の希望があった市町村及び府内中小事業者等（6件以上）について、ヒアリング（対面又はオンライン）を実施し、当該建築物のZEB化に向けた必要な助言（※1）等検討支援を行うこと。
 - ・上記建築物のうち2件以上（既存建築物を想定。）については、建築図面、エネルギー使用量等の確認や現地調査を通じたZEB化診断（※2）を実施し、その結果を報告・説明すること。
 - ・助言等は1施設あたり1回以上、検討に必要な回数実施すること。具体的な助言回数や日程等派遣に必要な事項は施設所管担当者と調整すること。
 - ・検討支援にあたって本事業の効果向上に資するため、別途専門家を招聘する必要がある場合は、京都府及び施設所管の担当者と協議の上実施すること。

※2 診断内容は下記のうち必要な事項

- ・施設の現状仕様（既存設備、断熱仕様など）
- ・エネルギー消費量及びCO₂排出量（現況）
- ・評価（外皮性能の評価、設備改修方針、太陽光発電導入可否）
- ・ZEB化方針（ZEB化の可否・想定されるZEBランク）
- ・設計や工事など事業を進める上で想定される課題
- ・その他施設所管担当者と調整し診断する事項

(3) 研修会・オンラインセミナーの開催について

- ・ZEB化に関する研修会・オンラインセミナーを開催すること。（開催回数：行政職員向け1回、府内民間事業者向け1回）

4 業務体制

以下の条件を満たす者が業務を行うこと。

- (1) 一般社団法人環境共創イニシアチブが公募するZEBプランナー（「設計（建築設計、その他設計）」及び「コンサルティング等（建築コンサルティング・設備コンサルティング・省エネコンサルティング）」の種別）に登録されている事業者であること。
- (2) 建築物のZEB化についてのコンサルティング又は設計業務の受託実績（新築又は改修のどちらでも可）を1件以上有すること。

5 成果品

委託業務を完了したときは、直ちに府に対して次の成果品を提出するものとする。

- (1) 報告書（紙1部及び電子媒体1部） 一式
- (2) その他本業務により生じた資料 一式

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、京都府個人情報保護条例等に基づき、その取り扱いに十分留意し、個人情報の保護を徹底すること。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また委託業務終了後も同様とする。

7 その他

本仕様書に明示されていない事項、又は業務上虚偽が発生した場合は、府と受託者の協議により業務を進めるものとする。